

◎地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

(平成二二年二月一〇日法律第七二号)

一、提案理由(平成二二年一月二日・参議院環境委員会)

○国務大臣(松本龍君)　ただいま議題となりました地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

生物の多様性は、私たちの生存基盤であり、その恵みによって社会経済が成り立っているものです。一方、生物の多様性は、担い手の減少による里地里山の劣化や外来種の影響等により深刻な危機に直面しています。

このような状況の中、一昨年、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図る生物多様性基本法が制定され、国は、多様な主体の連

携及び協働による生物の多様性の保全のための活動を促進するための必要な措置を講ずるものとされています。また、折しも本年十月、我が国において生物多様性条約第十回締約国会議が開催され、現在、国内外において生物の多様性の保全に関する機運が高まってきております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う地域の特性に応じた生物の多様性の保全のための活動を促進するため、地域連携保全活動基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、同計画に基づく活動について関係法令の適用の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、本法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、本法律案の目的は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全することとしております。

第二に、主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めなければならないこととしております。

第三に、市町村は、地域連携保全活動基本方針に基づき、特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動の促進に関する計画を作成することができることに、計画作成に必

要な手続を規定しております。

第四に、地域連携保全活動計画に従って行われる行為について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の規定の特例を定めております。

第五に、国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供・助言その他の必要な援助を行うよう努めることとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告（平成二十二年一月二二日）

○北川イッセイ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案、いわゆる里地里山法案は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するため、主務大臣による地域連携保全活動基本方針の策定、市町村による地域連携保全活動計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく活動の実施について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例措置を講じようとするものであり

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

ます。

委員会におきましては、COP10の成果を受けた今後の我が国の取組、里地里山保全の重要性、地域連携保全活動への支援措置、生物多様性の経済的評価等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院環境委員長報告（平成二十二年二月三日）

○小沢鋭仁君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するため、地域連携保全活動基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、当該計画に基づく活動の実施について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例措置等を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十一月二十五日本委員会に付託されました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

五六

委員会におきましては、翌二十六日に松本環境大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日、質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。